

令和3年4月1日に、「大豊町ゆたかな郷づくり条例」が施行されました

◆基本理念

先人より受け継がれた山村の原風景を享受する権利を有するとともに、これを将来の世代にわたって親しみ、将来の世代へ引き継ぐ責務を負うことを基本としなければならない。

毎年6月は「大豊町ゆたかな郷づくり月間」
ゆたかな郷づくりに対する理解を促進します。

集落の整備・景観維持
のために、
道役・森林伐採など

次世代への継承
のために、
総会・敬老会など

町民等

ゆたかな郷づくりの活動に
積極的に参加

山村の原風景を
町の重要な財産としてとらえ
3者の協働により推進する。

町

ゆたかな郷づくりを良好な
状態で維持するよう努める

町出身者等

ゆたかな郷づくりの活動に
積極的に参加

町民等：町内に在住し、ゆたかな郷づくりを推進する個人または団体など
町出身者等：町出身者、その他町に関わりのある個人または団体など

令和3年度の大豊町集落担当者が決まりました

集落名	集落担当者名	集落名	集落担当者名	集落名	集落担当者名	集落名	集落担当者名	集落名	集落担当者名
戸手野	佐藤 顕	立川三谷	前田恵美	西庵谷	川田芽生	永 淵	北村邦彦	野々屋	平石 稔
本 村	前田典彦	立川中央	杉本晃代	船 戸	吉田雄造	柳 野	山崎 明	土 居	平石典子
峰	小笠原佳世	刈 屋	永野尊教	大 田 口	兵頭翔太	大 砂 子	下村高史	久 生 野	笹岡建作
馬 瀬	岡崎美佐	中 和	永野尊教	石 堂	茂松静子	大 久 保	都築朋枝	大 畑 井	安岡 佑
久 寿 軒	永吉是幸	仁尾ヶ内	横山美鈴	西梶ヶ内	吉田雄造	茂 木	岡崎智樹	沖	小松久美
北川二区	永吉是幸	川 口	猪野可奈	奥 大 田	鎌倉真紀	西峯三谷	下村 澄	薩	小松隆章
北川一区	奈良崎亜里	一 の 瀬	井上真侑	西 寺 内	小笠原春美	岩 原	田岡 栞	柚 木	笹岡幸子
枯 谷	村岡 節	谷	小笠原豊	東 寺 内	兵頭翔太	大 平	市田彩香		高樽かよ
杉	宮岡秀学	敷 岩	小森 紳	西 土 居	三谷将也	大 滝	三谷桃加		
小 川	宮岡佐知子	穴内ー1	山崎由利子	佐 賀 山	山本 奏	落 合	近藤瀬文		
津 家	久保竜太	穴内ー2	秋山武永	安 野 々	三谷将也	川 井	西口あゆみ		
	宮内宏卓	穴 内 二	中西広香	東梶ヶ内	浦川尚樹	高 原	三谷裕一		
高 須	宮岡佐知子	穴 内 三	川村佐恵	西 久 保	森本啓介	中 内	近藤瀬文		
日 浦	小笠原沙紀	磯 谷	秋山英太郎	川 戸	高岡 桜	三津子野	小松 倫		
	石川裕之	磯 谷	三浦遼太	連 火	上村和恵	怒 田	小松 倫		
大 王 上	原 精一	尾 生	長谷川静香	下 桃 原	上村絵利加	南 大 王	市田彩香		
	島内衛勇	和 田	河野由希	上 桃 原	吉田美紀菜	八 畝	信高 愛		
大 王 下	杉本智昭	目 付	小笠原梨方		森本千織	立 野	三谷裕一		
葛 原	久保竜太	上 東	中澤 亘	東 土 居	藤原裕太	西 川	三谷桃加		
	宮内宏卓	中 屋	都築広行	八 川	西村佳子	栗 生	三谷由香		
川 口 南	澤 一樹	黒 石	石川万記		田岡隼一				
桧 生	石川裕之	東 庵 谷	長谷川拓史						

「集落担当」とは？
区長さんを通して、
集落と町をつなぐ役
割をします。困りご
とがあれば、お気軽
にご相談ください。

6月は「大豊町ゆたかな郷づくり月間」です

集落維持・運営費を ぜひ 活用してください！

大豊町では、「みんなで支える郷づくり事業」として、各集落の維持・運営の経費に対する補助金を用意しています。

維持・運営費に関する補助金額（具体的な金額は、区長さんへお知らせしています。）

集落一律
5万円



4月1日時点の
集落世帯数 × 500円

- ◆補助率は100%です。
- ◆区長さん宛の領収書や明細のわかるレシートの提出が必要です。
- ◆事前申請および実績報告は不要です。

補助対象

集落の維持や運営のための活動に関すれば、ハード事業・ソフト事業は問いません。

【活用例】

- 道役のガソリン費や消耗品費
- 交流会の経費
- 人件費等

補助対象外

酒費、宗教に係る経費、他の補助金の自己負担分に充当することはできません。
また、固定費は原則対象外です。

「みんなで支える郷づくり事業」の担当は、
総務課 総務防災班 市田（いちだ）です。



他にもあります

みんなで支える郷づくり事業の補助金

「みんなで支える郷づくり事業」には、単一集落による事業・複数集落による事業・公民館による事業や、関係条例に基づく事業に対する様々な補助金メニューがあります。事業の内容の相談はもちろん、申請書・実績報告書の作成もお手伝いしますので、担当までお気軽にご相談ください。

事業の基本的な流れ

- ①補助金交付申請…区長さん（代表者）が町へ、実施したい事業についての補助金の交付申請をします。
- ②事業の実施………交付決定通知が届いたら、事業を行います。事業前後の写真を撮るようお願いします。
着手金が不足する場合は補助決定額の最大8割を先に交付することができます。
- ③実績報告………事業終了後、経費の領収書と事業の写真を添付して実績報告書を提出します。
- ④補助金交付………実績報告書を確認し、問題がなければ補助金を交付します。

活用の多い事業メニュー（抜粋）

単一集落による事業

- ◆ごみ置き場設置・改修事業
総事業費の95%以内／限度10万円
- ◆公益性の高い施設・設備に対するハード事業
総事業費の95%以内／限度50万円

複数集落による共同事業

- ◆道役を共同で行うなどのソフト事業
総事業費の95%以内／1集落限度10万円

集落環境維持条例に基づく事業

- ◆支障木伐採（林業従事者への委託事業）
総事業費の95%以内／1集落限度30万円

※対象が集落以外の補助事業もあります。

- ◆公民館 ◆集落活動センター ◆任意団体 ◆個人（チェーンソー講習など）